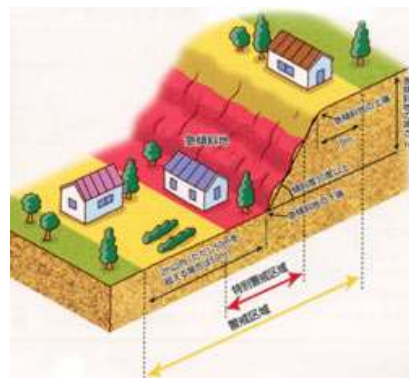


土砂災害警戒区域・特別警戒区域の調査を実施します

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)・特別警戒区域(レッドゾーン)」として指定しています。

この指定に関しては、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、見直しや新規区域の抽出を行うこととしています。基礎調査では、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所や、高精度な地形情報等を用いて抽出した土砂災害が発生するおそれのある箇所等について、現地確認など詳細な調査を行います。



詳しくはこちらで検索 →

平成19年

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の指定完了

平成22年

1巡目調査

平成30年

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定完了

令和6年

2巡目調査 ←今回

①見直し調査

- 斜面の下にある擁壁などの施設の効果を踏まえたレッド区域の見直し
- 公共事業や民間開発等の状況を踏まえた区域の見直し

②新規区域の抽出

- 地形図の高精度化や、住宅の新築に伴う新規指定箇所の抽出

※令和6年9月より順次現地調査を行います
私有地に立ち入る場合は調査会社が事前に土地所有者のご了解をいただきます



令和7年度
以降

調査結果に関する地元説明会
区域の指定手続き

【問い合わせ】

島根県 出雲県土整備事務所 企画調整スタッフ TEL 0853-30-5645
土木工務第三課 TEL 0853-30-5722